

動産調査算定要領

第1章 調査

(調査)

第1条 動産移転料要領第2条第5号に規定するピアノについては、種別、数量及び階別を調査するものとする。

(調査表)

第2条 仮住居において保管を要すると認められる一般動産については、()内書き等により容易に区分することができるよう集計すること。

第2章 算定

(動産移転料の見積)

第3条 家畜等については、その移転等に係る輸送費等について見積書を徴するものとする。この場合における輸送距離は4kmとする。